ＪＲＦである保証債務履行請求権以外は、平成27年３月末日時点で回収行為が終了していない場合、その時点までの回収額とする。主債務者がＪＲＦである保証債務履行請求権については、後記③により決定される弁済率を前提として算出される回収額とする。)を控除した残債権額を確定債権額とみなし、前記⑴を適用する。なお、前記⑴①の免除の効果は、回収行為が終了したときか平成27年３月末日の何れか早く到来したときに生じるものとし、前記⑴を適用する場合において、当該債権者が他の一般更生債権を有している場合には、弁済の対象となる債権を合算した後の債権を基準に行われるものとする。

この場合の弁済時期は、以下のａ又はｂのとおりとする。

ａ　回収行為が平成27年３月末日までに終了した場合は、主債務者に対する回収行為もしくは担保権の実行による回収行為を終了した旨の事実（主債務者に対する回収行為の場合には、主債務者に対する債務免除もしくはそれと同視出来る事実）を当該債権者が更生会社に対して通知した直後に到来する⑴②及び③記載の各弁済期に、分割して支払う。但し、既に弁済期が経過していた分割金の未払額がある場合は、その金額を、回収行為終了の通知後最初に到来する弁済期に加算して弁済する。

ｂ　回収行為が平成27年３月末日までに終了していない場合は、⑴③記載の最終弁済期に全額を一括で支払う。

③　ＪＲＦの更生計画においても、一般更生債権の第５回目の弁済額について調整条項があるところ、更生会社に対する債権に関してＪＲＦに保証債務履行請求権を有する債権者、あるいは、その逆に、ＪＲＦに対する債権に関して更生会社に保証債務履行請求権を有する債権者については、回収額が確定せず、前記②の確定債権額が算出出来ないことに鑑み、管財人は、更生会社とＪＲＦについて予想される調整後の弁済率等に基づいて合理的に推計した結果を以て当該債権者に対する確定債権額とすることが出来る。但し、管財人は、平成27年４月末日までにその推計方法と額を当該債権者に文書で開示し、開示後２週間以内に当該債権者から推計方法と額を記載した文書による異なる提示があった場合は、裁判所の許可を得て合理的に確定債権額を決定しなければならない。

⑶　保証債務履行請求権（京都駅南プロジェクト関連）

①　別表９－３「一般更生債権弁済計画表（保証債務履行請求権・京都駅南プロジェクト関連)」記載の保証債務履行請求権については、下記アの前提条件を満足した場合に、下記イの計算方法による額を弁済する。

ア　（前提条件）

平成27年３月末日までに、下記の支払額確定事項の何れかが生じ、その結果として、京都駅南プロジェクトからの回収額（下記最終回収額欄記載の金額）が確定することとなった場合、その回収額が金27億3198万1594円を下回っていること。

【支払額確定事項】

㋐　別表９－３「一般更生債権弁済計画表（保証債務履行請求権・京都駅南プロジェクト関連)」記載の「債権者名」欄記載の各債権者が質権を設定している信託受益権又は京都駅南プロジェクトにかかる不動産（建物所有者清水建設株式会社、土地所有者みずほ信託銀行株式会社信託口）が第三者に売却された場合

㋑　京都駅南プロジェクトの運営収支（当該運営事業から生ずる一切の収入の合計額から運営事業にかかる費用及び建物保有コスト並びに建物に起因して生ずる一切の合理的な費用の合計額を控除した収支)が赤字となり、翌期以降も黒字化する見通しが合理的に認められない場合

㋒　主債務者たる京都駅南開発特定目的会社に対して破産手続開始の申立てがなされた場合

【最終回収額】

㋐　前記支払額確定事項㋐の場合

信託受益権又は京都駅南プロジェクトにかかる不動産を売却するまでの期間において、(i)主債務者から弁済を受けた額、(ii)受領した支払利息の60％相当額及び(iii)信託受益権もしくは不動産の売却により、実際に弁済を受けた額、の合計額。なお、平成27年３月末日までに回収額が確定していない場合にはその合理的な見込額を最終回収額とする。

㋑　前記支払額確定事項㋑の場合

当該時点までの期間において、(i)主債務者から弁済を受けた額、(ii)受領した支払利息の60％相当額及び(iii)当該時点において合理的に見積もる信託受益権もしくは不動産の売却により弁済を受けることを見込むことが出来る額、の合計額。

㋒　前記支払額確定事項㋒の場合

京都駅南開発特定目的会社の破産手続の終結時点までの期間において（但し、平成27年３月末日時点において破産手続が終結していない場合には、その時点までの期間において)、(i)主債務者から弁済を受けた額、(ii)受領した支払利息の60％相当額、(iii)当該時点において合理的に見積もる信託受益権もしくは不動産の売却により弁済を受けることを見込むことが出来る額及び(iv)京都駅南開発特定目的会社の破産手続において弁済乃至配当を受けた金額及びそれらの合理的な見込額（但し、当該時点において、弁済乃至配当を受けておらず、かつ、それらの合理的な見込額が明らかでないときは、０円を意味するものとする。)、の合計額。

イ　（弁済対象債権額）

別表９－３「一般更生債権弁済計画表（保証債務履行請求権・京都駅南プロジェクト関連)」記載の「確定債権額」欄記載の債権額から京都駅南プロジェクトからの回収額（前記最終回収額）を控除した残債権額を確定債権額とみなし、前記⑴を適用する。なお、前記⑴①の免除の効果は、前記アの前提条件を満足したときに生じるものとし、前記⑴を適用する場合において、当該債権者が他の一般更生債権を有している場合には、弁済の対象となる債権を合算した後の債権を基準に適用し、すでに弁済日が到来している分割弁済金については、直ちに弁済するものとする。

②　平成27年３月末日までに、①アの前提条件欄に記載されている支払額確定事項が生じなかった場合、もしくは最終回収額が27億3198万1594円以上となった場合には、その時点において、別表９－３「一般更生債権弁済計画表（保証債務履行請求権・京都駅南プロジェクト関連)」記載の全額について免除を受ける。

⑷　敷金返還請求権

別表９－４「一般更生債権弁済計画表（敷金返還請求権)」記載の更生債権については、別表９－４の「確定債権額」欄記載の債権額から賃貸借契約終了後従前の約定に従って精算すべき額